

例題

A社は、B社に対する1000万円の売掛金債権（以下、「本件債権」という。）を有する一方で、C社やD社に対して、それぞれ1000万円の貸金債務を負っていた。その後、資金繰りに窮したA社は、C社に対する貸金債務の弁済に代えて本件債権をC社に譲渡し、その旨を内容証明郵便でB社に通知した。さらに、A社は、D社に対する貸金債務の弁済に代えて本件債権をD社にも譲渡し、その旨を内容証明郵便でB社に通知した。

設問(1)

本件債権をC社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月12日であり、それが6月15日にB社に到達した。一方、本件債権をD社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月13日であり、それが6月14日にB社に到達した。C社は、B社に対して、本件債権の支払いを請求することができるかについて説明しなさい。

設問(2)

本件債権をC社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月12日であり、一方、本件債権をD社に譲渡した旨の内容証明郵便の日付は6月13日であったが、双方の内容証明郵便が同時にB社に届いた。C社から本件債権の支払請求があった場合、B社は、D社への債権譲渡の通知も同時に届いていることを理由に、C社からの支払請求を拒むことができるかについて説明しなさい。

1 級答案の基本形

①条文指摘問題

条文(要件)→ 問題文の事実→ あてはめ・結論

②論点問題

条文(要件)→ 条文(要件)の解釈→ 問題文の事実→ あてはめ・結論

↓

事例分析・問題提起→ 自説+理由

↓

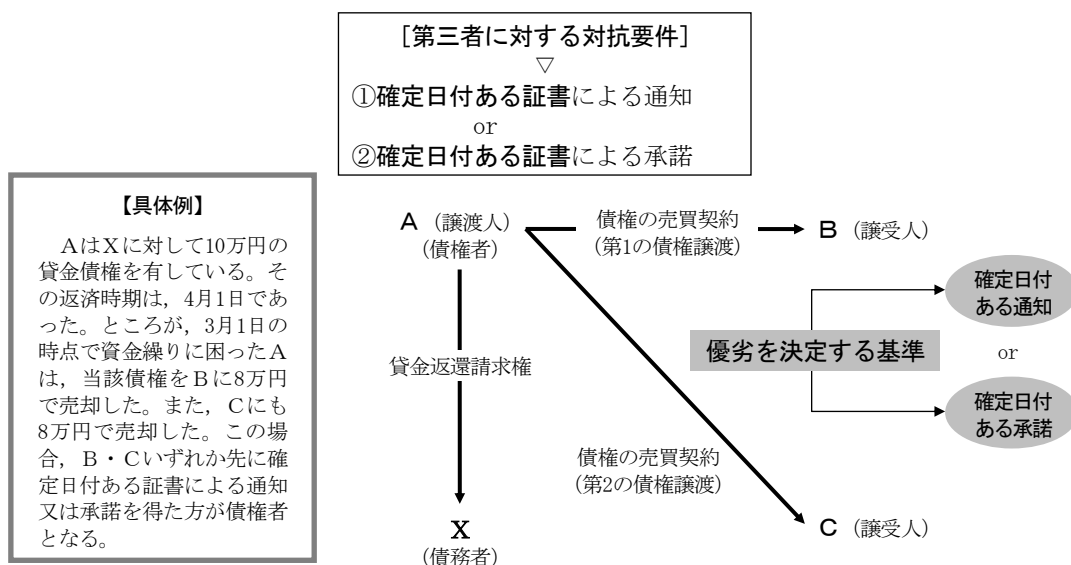
判例の立場からの論述

債権譲渡の第三者に対する対抗要件—債権の二重譲渡があった場合

(1) 確定日付ある証書による通知又は承諾

- ① 債権の二重譲渡があった場合、いずれの譲受人が優先するかは、確定日付ある証書による通知または承諾があるか否かによる(民法467条2項)。

そして、二重に通知がある場合に、一方の通知が確定日付のあるもので、他方が確定日付のないものであった場合には、第三者との関係だけでなく、債務者との関係でも、確定日付のある通知のみが対抗要件となる。



【趣旨】 債務者と第二譲受人が共謀して、譲渡の日付をごまかすことを防ぐ点にある。

□ 確定日付ある証書による通知又は承諾の具体例

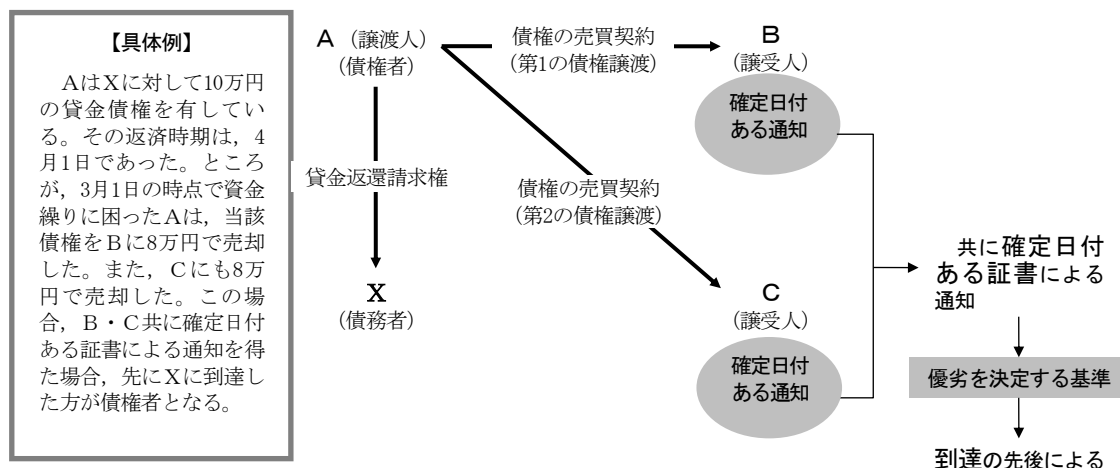
→ 内容証明郵便、公正証書、差押命令書、仮差押命令書等がある。

※ 平成29年改正民法(2020年4月1日施行)により、将来債権譲渡の場合における第三者に対する対抗要件についても、債権の発生前に対抗要件を具備することができる(改正民法467条1項2項)。

(2) 共に確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣

(a) 到達時説

共に確定日付ある証書による通知がなされた場合、各譲受人間の優劣は、到達の先後で決められる。日付の先後ではない。



(b) 一方が確定日付ある証書による承諾、他方が確定日付ある証書による通知の場合

この場合の各譲受人間の優劣は、承諾の方の日付と通知の方の到達の先後で決められる。

(c) 債権譲渡された債権について差押え・仮差押えがなされた場合

この場合には、確定日付ある証書による通知の第三債務者への到達日、又は確定日付ある証書による承諾の日と、当該差押命令が第三債務者に送達された日の先後で優劣が定まる(なお、仮差押えの場合も同様に処理される)。

《債権の二重譲渡についての民法上の対抗要件のまとめ》

	第一譲受人	第二譲受人	通知の到達時点	いずれが優先するか？
No. 1	確定日付ある通知	単なる通知	—	第一譲受人
No. 2	単なる通知	確定日付ある通知	—	第二譲受人
No. 3	確定日付ある通知	確定日付ある通知	異なる時点	先に通知が到達した方

【例題の解答例】

設問(1)

1. 債権譲渡についての、民法上の第三者対抗要件は、譲渡人から債務者への確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による債務者の承諾である(民法467条2項)。本問では、C社への譲渡も、D社への譲渡も確定日付ある証書による通知がある。そこで、双方とも確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣が問題となる。

この点、債権譲渡における対抗要件制度(同法467条)は、債権譲渡の有無についての債務者の認識を通して、債務者によってこれが第三者に表示されうることを根幹としている。そして、債務者が債権譲渡の有無を認識するには通知の到達が必要である。従って、通知の到達の先後により譲受人間の優劣を決すべきと解する(判例同旨)。

2. 本問では、D社への債権譲渡についての内容証明郵便が先にB社に到達している。よって、D社が優先し、C社は、B社に対して、本件債権の支払いを請求することはできない。

設問(2)

1. 設問(1)で述べたように、債権が二重譲渡され、双方とも確定日付ある証書による通知がなされた場合の各譲受人間の優劣は通知の到達の先後により決すべきである。

2. しかし、本問では、C社への譲渡の通知とD社への譲渡の通知が同時にB社に到達している。そこで、複数の確定日付ある証書による通知が債務者に同時に到達した場合の処理が問題となる。

このような場合には、いずれの譲受人も、債務者に対して譲受債権全額の請求をすることができ、債務者は、弁済などの債権消滅原因がない限り、他からも確定日付ある証書による通知がなされていることを理由にこの請求を拒むことはできないと解する。

3. 従って、B社は、D社への債権譲渡の通知も同時に届いていることを理由に、C社からの支払請求を拒むことはできない。